3　試験周波数と試験項目	3　［同左］
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同左］
(3)　160MHzシステムにあっては、5.2GHz帯又は5.3GHz帯の場合には5,250MHz、5.6GHz帯の場合には5,570MHzで試験を行う。ただし、２つの周波数セグメントを同時に使用する場合には、5,210MHz若しくは5,290MHz及び5,530MHz、5,610MHz若しくは5,690MHz又は5,530MHz及び5,690MHzで試験を行う。	(3)　160MHzシステムにあっては、5.2GHz帯又は5.3GHz帯の場合には5,250MHz、5.6GHz帯の場合には5,570MHzで試験を行う。ただし、２つの周波数セグメントを同時に使用する場合には、5,210MHz及び5,530MHz、5,210MHz及び5,610MHz、5,290MHz及び5,530MHz又は5,290MHz及び5,610MHzで試験を行う。
［(4)　略］	［(4)　同左］
［４～７　略］	［４～７　同左］
二　一般事項（アンテナ端子付き）	二　一般事項（アンテナ端子付き）
1　本試験方法の適用対象	1　本試験方法の適用対象
［(1)　略］	［(1)　同左］
(2)　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。	(2)　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。
［ア～ウ　略］	［ア～ウ　同左］
エ　占有周波数帯幅又はその組合せ、変調方式、サブキャリア間隔、サブキャリア数（リソースユニット数）、サブキャリア配置（リソースユニット配置）等を任意に設定する機能	［新設］
オ・カ　［略］	エ・オ　［同左］
［２　略］	［２　同左］
三　周波数の偏差（アンテナ端子付き）	三　周波数の偏差（アンテナ端子付き）
［１～５　略］	［１～５　同左］
6　その他	6　その他
変調を停止することが困難な場合には、波形解析器を用いることができる。	(1)　変調を停止することが困難な場合には、波形解析器を用いることができる。ただし、波形解析器を周波数計として使用する場合には、測定確度が十分であること。
	(2)　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等の切替回路のみで周波数が変動する要因がない空中線の組合せであり、かつ、同一の送信出力回路に接続されるときは、選択接続される空中線端子の測定とすることができる。
	(3)　複数の空中線端子を有する場合であって、共通の基準発振器に位相同期しているとき又は共通のクロック信号等を用いて、複数の空中線端子の周波数の偏差が同じになるときは、一の代表的な空中線端子の測定結果を測定値とすることができる。
四　占有周波数帯幅（アンテナ端子付き）	四　占有周波数帯幅（アンテナ端子付き）
［１・２　略］	［１・２　同左］
3　試験機器の状態	3　試験機器の状態
［(1)　略］	［(1)　同左］
(2)　キー操作、制御器又は外部試験装置を用いて最大出力及び占有周波数帯幅が最大となる状態に設定する。	［新設］
(3)・(4)　［略］	(2)・(3)　［同左］
［４・５　略］	［４・５　同左］